

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	28 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	44 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	27 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月まで  
② 平成 4 年 3 月  
③ 平成 4 年 5 月及び同年 6 月  
④ 平成 5 年 2 月  
⑤ 平成 5 年 5 月  
⑥ 平成 5 年 10 月から 6 年 4 月まで  
⑦ 平成 6 年 6 月から 7 年 3 月まで

申立期間を含む、私がA市に居住していた当時の国民年金保険料の納付については、定期的に自宅に集金に訪れていた町内会の集金人を通じて、妻の保険料と町内会費と一緒に主に私の妻が納付していた。未納の通知等が届いたことは無く、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、町内会の集金人を通じて国民年金保険料を納付していたとするところ、申立期間①と同年度で申立期間①に接する昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの保険料については、国民年金被保険者台帳（旧台帳）の記録では納付済みとなっているものの、A市国民年金被保険者名簿では未納となっており、記録間の不整合が生じている。

また、申立人は、昭和 46 年 6 月に国民年金被保険者資格を取得してから平成 4 年 2 月に口座振替による保険料納付を開始するまで、申立期間①を除き国民年金保険料をすべて納付している上、9 か月間と短期間

である申立期間①の保険料を納付できなかったとする経済的事情も見当たらない。

2 申立期間②から⑦までの国民年金保険料の納付について、申立人は、町内会の集金人を通じて国民年金保険料を納付していたと申述しているが、申立人のA市国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人は、平成4年2月の保険料から、口座振替により保険料納付を行っている記録が確認でき、その国民年金被保険者名簿に振替口座として記載されている預金口座の全科目取引異動明細表において、申立期間②から⑦までの保険料が出金されていないことが確認できる。

また、申立人が申立期間②から⑦までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から43年3月まで  
② 平成3年4月から同年6月まで

国民年金には親から勧められて加入した。申立期間①については、A市から借り入れをして第3回特例納付で納付したはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。申立期間②については、会社に就職したのは平成3年7月22日であるのに、同年4月24日に国民年金の資格喪失をして申立期間②が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、会社に就職したのは平成3年7月22日であるのに、同年4月24日に国民年金の資格喪失をしているのは納得できないと主張しており、B町の国民年金被保険者名簿によれば、国民年金の資格喪失をしたのは3年7月22日であり、住所地の地番変更した日付が3年4月24日であることから、本来、3年7月22日を国民年金の資格喪失日とするところ、地番変更された日付を資格喪失日として記録し、申立期間②の国民年金保険料を誤還付したものと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、A市から融資を受けて申立期間①の国民年金保険料を第3回特例納付で納付したはずであると主張しているが、国民年金被保険者台帳（旧台帳）によれば、申立人については昭和43年4月から50年12月までの期間、その妻については48年4月から50年12月までの期間を第3回特例納付で保険料を納付したことが記録

されており、特例納付で納付した保険料額は夫婦合計で 50 万 4,000 円となるところ、当時、A 市の貸付制度によれば、借りられる額は特例納付を行う額の半額（最高 25 万円）までとされており、夫婦が特例納付で納付した保険料額とおおむね一致することから、申立人は、貸付限度額を借入して、国民年金被保険者台帳（旧台帳）に記録されている期間の保険料を特例納付したものと推認される。

また、申立人が申立期間①の保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 3 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から同年12月まで  
申立期間については、Aを退職直後の昭和47年7月に夫婦同時に国民年金の任意加入手続をし、国民年金保険料を妻の分とともに納付しており、私の分のみ未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、Aを退職直後の昭和47年7月に夫婦同時に国民年金の任意加入手続をし、国民年金保険料をその妻の分とともに納付したとしているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は47年7月24日に夫婦連番で払い出されており、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が納付済みとなっているにもかかわらず、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の前後は納付済みである上、申立人及びその妻は、申立期間以降、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から 62 年 6 月まで  
② 昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで

申立期間①については、20 歳になった昭和 49 年\*月からは国民年金に加入していなかったが、53 年か 54 年ころ、A 市役所職員から国民年金をさかのぼって納付できることを聞き、33 万円を納付した。申立期間②については B 銀行 C 支店で口座振替により納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、B 銀行 C 支店で口座振替により納付していたとしているところ、申立期間②直後の昭和 63 年 4 月から平成元年 1 月までの国民年金保険料を元年 1 月 25 日に口座振替により現年度納付したことが申立人の保持する預金通帳により確認でき、申立期間②直前の昭和 62 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を平成元年 10 月 26 日に過年度納付によりさかのぼって納付している上、この時点で預金通帳には申立期間②の国民年金保険料を納付することが可能な預金残高があったことから、その直後の申立期間②を未納とするのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は、昭和 53 年か 54 年ころ、A 市役所職員から国民年金保険料をさかのぼって納付できることを聞き、33 万円を一括納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは 63 年 11 月 22 日であることから、その時点では特例納付によりさか

のぼって納付できない期間である。

また、仮に昭和 54 年ころ国民年金に加入し、さかのぼって納付したとしても、納付したとする時期は第 3 回特例納付の実施期間中であるため、特例納付及び過年度納付をできる期間は申立期間①のうち 49 年 4 月から 53 年 3 月までの期間であり、その期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付をした場合の保険料額は合計で 13 万 9,000 円となり、申立人が主張している保険料納付金額と大きく乖離<sup>かいり</sup>している。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から同年 5 月まで

申立期間については、前夫の母親が A 市(現在は、B 市)で国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれたはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金について、申立人の前夫の母親が A 市で加入手続をし、保険料を支払ってくれたはずであるとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳により、申立期間が国民年金被保険者であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立期間は、3 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、56年1月から同年7月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から47年3月まで  
② 昭和48年10月から49年3月まで  
③ 昭和56年1月から同年7月まで

私は、父親が営んでいたAを手伝うことになり、3年ほど勤めた会社を昭和43年8月に辞めた。退職後、父親が国民年金の加入手続を行い、家族の分の国民年金保険料を納付していた。領収書等は8年ほど前の火事で焼失し現在は無い。両親は未納無く納付しているので、私の分が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、昭和43年8月に会社を退職後、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は46年2月2日に払い出されており、その時点で現年度納付が可能な45年4月から47年3月までの期間が未納とされているのは不自然である。
- 2 一方、申立期間①のうち、昭和43年8月から45年3月までの期間は、国民年金手帳記号番号の払出日からすると当該期間の一部は時効により納付できない期間である上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

- 3 申立期間②は、6か月と短期間である上、申立期間②に国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の両親も納付している。
- 4 申立期間③について、申立人は、昭和54年3月から申立期間③の前月である55年12月まで付加保険料を納付しており、付加保険料を含む国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情も見当たらない上、申立期間③は、7か月と短期間である。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められ、56年1月から同年7月までの国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から50年3月まで

私は、ねんきん特別便がきて未納期間があることが分かったので、平成19年秋ころ、社会保険事務所(当時)に行って申立期間の領収控えを提示したが、領収印がないので記録訂正はできないと言われた。私は、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした昭和50年4月ころ、2年間分の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しており、申立人の国民年金手帳記号番号が50年5月14日に払い出されており、払出時点では、申立期間の保険料を過年度納付することは可能である上、申立人が所持している国庫金振替書は、領収印が欠落しているものの、納付期間が確認できること、及び過年度納付の納付書であることから、当該納付書により申立期間の保険料を納付したものとするのが自然である。

また、申立人は、夫婦二人の国民年金保険料3万7,000円を納付したと主張しており、申立期間の保険料は一人1万8,500円で夫婦二人の保険料が3万7,000円となり、申立人の主張する金額に一致する。

さらに、申立人の国民年金保険料について、申立期間以降に未納は無く、平成8年4月から前納、12年4月から付加保険料も納付するなど納付意識が高い上、申立期間も23か月間と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から50年3月まで

私は、ねんきん特別便がきて未納期間があることが分かった。平成19年秋ころ、社会保険事務所（当時）に行って申立期間の領収控えを提示したが、領収印がないので記録訂正はできないと言われた。私は、夫婦二人の国民年金保険料をまとめて納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした昭和50年4月ころ、2年間分の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しており、申立人の国民年金手帳記号番号が50年5月14日に払い出されており、払出時点では、申立期間の保険料を過年度納付することは可能である上、申立人が所持している国庫金振替書には、領収印が欠落しているものの、納付期間が確認できること、及び過年度納付の納付書であることから、当該納付書により申立期間の保険料を納付したとするのが自然である。

また、申立人は、夫婦二人の国民年金保険料3万7,000円を納付したと主張しており、申立期間の保険料は、一人1万8,500円で夫婦二人の保険料が3万7,000円となり、申立人の主張する金額に一致する。

さらに、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、平成元年4月より前納、12年4月より付加保険料も納付するなど納付意識が高い上、申立期間も23か月間と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から38年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から38年6月まで

昭和37年秋ころ、当時住んでいたA区の自宅を訪れた区役所の職員二人に国民年金への加入を勧められたので夫が手続をして保険料は区役所の集金人に納付したような気がする。

昭和38年9月にB市へ引っ越し、55年11月に国民年金の再加入手続をした際、A区での納付経緯を話したところ、A区役所へ照会してくれたが「A区での納付は9か月間であり1年に満たないので無効になる」とのことだった。納めたはずの年金が1年に満たないことを理由に無効扱いとなることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区に居住していた昭和37年秋ころ自宅を訪れた区役所職員の勧めで国民年金に加入し、保険料を区役所の集金人に納付したと主張しており、同年11月に「C」名で申立人と生年月日及び住所が一致する国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立人の申述に不自然さは見られない。

また、上記手帳記号番号に係るA区の国民年金被保険者名簿により、申立人は、任意被保険者資格を昭和37年10月19日に取得し、38年5月29日に資格を喪失していること、及び37年10月から38年4月までの国民年金保険料が未納となっていることが確認できるものの、任意加入しながら保険料を納付しないとは考え難く、国民年金加入期間中は保険料を納付していたと考えるのが自然である。

しかし、国民年金の被保険者資格を喪失した昭和38年5月以降は未加

入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付できない上、申立人は、保険料を納付した期間や納付方法についての記憶が曖昧である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 10 月から 38 年 4 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から51年12月まで  
20歳になり、自分だけで又は母と一緒にA市役所B出張所に行き、国民年金の加入手続をした。保険料は、B出張所で納付していた。国民年金手帳を手にして以来、保険料を払わなかったことは一度もない。未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和51年4月から同年12月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意資格取得者の資格取得日により、52年1月ころ払い出されたと推認でき、記号番号の払出時点からすると現年度納付が可能であり、かつ、申立人と同時期に記号番号が払い出された者の納付記録を見ると、昭和51年度分の国民年金保険料を現年度納付している者がみられることから、申立人についても51年度分の納付書が発行されていたと推認でき、申立人は、保険料を納付していたと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和48年1月から51年3月までの期間について、国民年金手帳記号番号の払出時点からするとその大部分が時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがわれない。

また、申立人が同期間の国民年金保険料を納付していたことを示す



関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに同期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月から49年3月まで  
会社を辞めてしばらくしてから、年金の通知が来た。父の強い勧めもあり、国民年金に加入することとし、A市役所B支所で加入手続をした。手続した時期はよく覚えていないが、会社を辞めてから1、2か月後くらいかもしれない。申立期間の保険料は、納付書に現金を添えて支所の窓口で一括して納付した。金額は、3,500円くらいと記憶している。  
申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月に払い出されており、手帳記号番号の払出時点からすると、申立期間は現年度納付が可能であり、9か月と短期間である申立期間を納付しなかったとする特段の事情も認められない。

また、A市の国民年金被保険者記録簿には「49.4～49.4」の納付記録とともに「50年1月14日還付請求」の記載がある上、特殊台帳にも「還付49.5～49.12まで7200円」の記載があるが、「国民年金保険料に係る還付金等の充当について」（昭和40年6月7日付け社会保険庁年金保険部国民年金課長通知）によると、過誤納が発生した場合であって、未納期間がある場合には充当することとされているが、充当された形跡がうかがわれないことから、還付事実が発生した時点では、申立期間は納付済みであった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間②に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月から23年5月2日まで  
② 昭和23年5月2日から26年7月31日まで

申立期間①について、A株式会社（厚生年金保険被保険者台帳ではB株式会社、健康保険厚生年金保険被保険者名簿ではC社）における厚生年金保険の資格取得日が昭和23年5月2日になっているが、21年4月から同社のD工場で勤務していた。

また、申立期間②については脱退手当金を受給したことになっているが、もらっていない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、オンライン記録で、昭和24年から28年までに当該事業所で資格喪失している女子11人中、脱退手当金の支給記録を確認できる者は申立人を含め3人と少ない上、脱退手当金の支給決定日は申立人の場合、資格喪失日から1か月と短いものの、申立人を除く二人の支給決定日はそれぞれ資格喪失日から約134か月後及び約22か月後と長期間経過していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の戸籍謄本から、申立人が昭和25年8月\*日に婚姻、改姓し、同年\*月\*日に長女を出産していることが確認できるが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認したところ、申立人の氏名は変更処理がされておらず旧姓のままであるほか、申立人の生

年月日は「昭和6年\*月\*日」と誤った記載のままであることから、申立期間の脱退手当金は、旧姓及び誤った生年月日で請求されたものと考えられる上、当時の厚生年金保険法施行規則によれば、被保険者期間6か月以上20年未満の女子が婚姻、分娩のために資格喪失した場合において脱退手当金を請求する際には、その事実を認め得るべき書類を添付することとされていたことから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間①については、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、B株式会社における厚生年金保険の資格取得日は、昭和23年5月2日となっている。

また、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和23年5月2日となっており、同日以前に申立人が資格を取得した記録は無い。

さらに、B株式会社の元事業主は既に死亡しており、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人が名前を記憶している同僚を確認したが、氏名が見当たらない又は氏名の特定ができないほか、申立期間に同社で被保険者資格を取得しているE職以外の者20人のうち所在が確認できた二人に照会しても回答を得ることができず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等も入手できなかった上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成6年1月から同年9月までの期間は38万円、同年10月から7年9月までの期間は41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から7年10月1日まで  
株式会社Aに勤務していた期間のうち平成6年1月から7年9月までの21か月の標準報酬月額の記録が、実際の給与支給額(約38万円から41万円)より低い額の20万円となっている。給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額は、当初、平成6年1月から同年9月までは38万円、同年10月から7年9月までは41万円と記録されていたところ、6年12月6日に申立人を含む3人の標準報酬月額が同年1月1日にさかのぼって、減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、当該期間における標準報酬月額を20万円に減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所(当時)において、このような遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人が提出した給与明細書により、申立人は、申立期間において事業主により減額訂正前の標準報酬月額38万円又は41万円に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険支給台帳記録により、株式会社Aでの離職時(平成8年2月29日)賃金日額が1万3,581円であったことが確認できる。

加えて、社会保険事務所において株式会社Aの滞納処分票は確認ができないものの、同僚照会に回答のあった複数の元同僚は厚生年金保険料の滞納があったと供述している。

その上、これら元同僚は、申立人が株式会社Aでの業務が現場作業の監督者であったと供述していることから、申立人は、社会保険事務に関わっておらず、標準報酬月額が遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成6年12月6日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成6年1月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、6年1月から同年9月までの期間を38万円、同年10月から7年9月までの期間を41万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、昭和60年3月から同年11月までの期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月1日から同年12月29日まで  
厚生年金保険被保険者記録によると、株式会社Aに勤務していた昭和60年3月1日から同年12月29日までの標準報酬月額が11万円となっているが、当時の給与支給額は28万円くらいであったと記憶している。納得できないので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿において、申立人の昭和59年10月の定時決定時の標準報酬月額の記録は、当初、28万円と記載されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（60年12月29日）以降である61年1月30日付けで、60年3月1日にさかのぼって標準報酬月額が11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、昭和61年1月30日に、申立人と同様に定時決定が取り消されて、標準報酬月額の記録が60年3月又は同年8月に遡及<sup>そきゅう</sup>して減額された被保険者9人が確認できるほか、別に標準報酬月額の月額変更の取消し、月額変更処理及び取得時報酬<sup>そきゅう</sup>の訂正などにより16人の被保険者に係る標準報酬月額の記録が遡及<sup>そきゅう</sup>して減額されていることが確認できる。

さらに、同僚照会に回答のあった元取締役を確認したところ、申立人が申立期間当時は資材関係及び生産管理業務に従事し、社会保険関係の業務

には関与していないことが確認できたことから、申立人は、標準報酬月額を遡<sup>そきゅう</sup>及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

なお、当該事業所の元事業主は所在不明のために照会することができない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該訂正処理を遡<sup>そきゅう</sup>及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 28 万円に訂正することが必要であると認められる。



## 第1 委員会の結論

1 申立期間①については、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録を平成12年11月から13年9月までの期間は36万円に、同年10月から15年8月までの期間は38万円に、それぞれ訂正することが必要である。

2 申立期間②の標準報酬月額に係る記録については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年11月1日から15年8月31日まで  
② 平成15年9月1日から17年2月28日まで

申立期間①及び②において、株式会社Aから支給された給与額と社会保険事務所（当時）の保管する標準報酬月額に相違があるので、調査及び確認の上、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、平成12年11月から15年8月までの標準報酬月額は、14年10月21日付けで被保険者全員の標準報酬月額が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、12年11月から13年9月までの期間は36万円から9万2,000円に、13年10月から15年8月までの期間は38万円から9万8,000円に、それぞれ訂

正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような<sup>そきゅう</sup>遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、当該事業所の事業主は、「当時経営状態が悪化しており厚生年金保険料の滞納があったため、社会保険事務所からの呼び出しに応じ経営状態について説明したところ、標準報酬月額をさかのぼって下方修正することを助言され、そのとおりに行った。」と供述している。なお、社会保険事務所からは、当該助言についての事実を確認することはできなかった。

さらに、申立人から提出された給与明細書から、申立期間①について、標準報酬月額 36 万円に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

加えて、申立人は、商業登記簿謄本から当該事業所の取締役であったことが確認できるが、申立人は、営業担当役員であったと供述しており、このことは事業主も認めていることから、申立人は、当該標準報酬月額の訂正に関与する立場になかったことが認められる。

なお、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正について知らなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、平成 14 年 10 月 21 日付けで行われた<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理は事実<sup>そきゅう</sup>に即したものと<sup>そきゅう</sup>は考え難く、社会保険事務所が行った当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、12 年 11 月から 13 年 9 月までの期間は 36 万円に、13 年 10 月から 15 年 8 月までの期間は 38 万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立期間②について、申立人から提出された平成 15 年 9 月から 17 年 2 月までの給与明細書により、申立人は、申立期間②のすべての月において、オンライン記録で管理されている標準報酬月額を上回った標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除

されていることが確認できるが、事業主は実給与と異なる報酬月額を社会保険事務所に届け出ていることを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、34万円に訂正することが妥当である。

なお、申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が当該申立期間②の全期間にわたり一致しておらず、事業主も実給与と異なる報酬月額を社会保険事務所に届け出ていることを認めていることから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年4月1日、資格喪失日が16年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該記録を取り消し、申立人の当該事業所における資格喪失日を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月31日から同年9月1日まで

A事業所に係る退職日が平成16年8月31日であるにもかかわらず、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出たため、同年8月が被保険者期間となっていないので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、A事業所に勤務していたことは、雇用保険の被保険者記録により確認できる。

また、申立人のA事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録は、当該事業所からの記録訂正に係る届出（平成21年10月29日付け）に基づき、既に、16年8月31日を同年9月1日に訂正されていることが確認できるものの、申立期間は、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にならないとされ

ている。

このことについて、事業主は、当該事業所が保管する退職願により、申立人の当該事業所における退職日は平成 16 年 8 月 31 日であるほか、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを認めている。

さらに、申立人が提出した平成 16 年 8 月分の給与明細書において、同年 8 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細書の保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が誤った日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を控除した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日は昭和35年1月29日、資格喪失日は同年5月1日、また、同社C工場における資格取得日は同年5月1日、資格喪失日は37年4月1日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録をそれぞれ上記のとおりとすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年1月から同年4月までの期間は1万2,000円、同年5月から同年7月までの期間は1万8,000円、同年8月から36年9月までの期間は2万2,000円、同年10月から37年3月までの期間は2万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年1月27日から37年4月2日まで  
昭和35年1月から56年5月までA株式会社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において、同社に入社し、その後同社のC工場に勤務したことから、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、昭和35年1月29日から56年5月25日までA株式会社に勤務していたことが確認できる。

申立期間のうち、昭和35年1月29日から同年5月1日までの期間及び同年5月1日から37年4月1日までの期間については、A株式会社及び同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と生年月日及び氏名が同じで基礎年金番号が1文字異なっている未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人は、申立期間において同社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、申立人は、同社に入社後、時期は忘れたが同社C工場に勤務し

たと供述している。

また、複数の同僚は申立人を記憶しており、申立人が同社に採用された当時の上司は、申立期間について同社に勤務していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日を昭和35年1月29日、資格喪失日を同年5月1日に、また、同社C工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日を同年5月1日、資格喪失日を37年4月1日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録により、昭和35年1月から同年4月までの期間は1万2,000円、同年5月から同年7月までの期間は1万8,000円、同年8月から36年9月までの期間は2万2,000円、同年10月から37年3月までの期間は2万4,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年2月から同年10月までの期間を47万円に、同年11月から5年5月までの期間を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年6月30日まで  
厚生年金保険の標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に照会したところ、株式会社Aに昭和56年5月1日から平成5年6月30日まで勤務していた期間のうち、4年2月1日から5年6月30日までの期間の標準報酬月額が不正に減額されているので正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年2月から同年10月までの期間は47万円、同年11月から5年5月までの期間について53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（5年6月30日）及び同社が破産宣告の通知を受けた日（5年9月20日）の後の同年9月28日付けで、代表取締役以下申立人を含む10人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額が4年2月1日付けで34万円、同年10月1日付けで34万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、株式会社Aに係る閉鎖商業登記簿により、申立人は、申立期間において同社の取締役であることが確認できる。

しかし、株式会社Aの役員及び複数の従業員は、申立人は営業担当の常務取締役兼事業部長であり、社会保険の担当ではなかった旨回答していることから、社会保険関係の権限を有していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準



報酬月額をさかのぼって訂正する合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年2月から同年10月までの期間を47万円に、同年11月から5年5月までの期間を53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録について、平成5年4月から7年2月までの期間を53万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額の記録について、平成7年3月から8年6月までの期間を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月1日から7年3月1日まで  
② 平成7年3月1日から8年7月1日まで

株式会社Aに在籍していた期間のうち平成5年4月から7年2月までの標準報酬月額がもらっていた給与額よりも極端に低くなっている。また、株式会社Bに資金繰りのために法人変更した後の7年3月から8年6月までの標準報酬月額も同じように低くなっている。資金繰りは、すべて社長一人で行っており、このように標準報酬月額を下げていることは、役員であったがどこからも全く知らされておらず、給与が大幅に減額されたことは無いので、調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社Aに係る滞納処分票及びオンライン記録によると、同社は、平成4年8月ころから厚生年金保険料を滞納しはじめ、年々滞納額が増加していった、7年3月1日に厚生年金保険の適

用事業所ではなくなっているところ、申立人の同社における厚生年金保険の標準報酬月額が、同日以後の同年3月2日付けで、さかのぼって、5年4月から7年2月までの期間を53万円から9万8,000円に減額訂正されているとともに、同じくさかのぼって標準報酬月額が減額訂正されている者は、同社の取締役3人のみであることが確認できる。

また、申立人は、法人登記簿謄本によると、同社取締役であることが確認できるが、複数の従業員から申立人の役職は常務取締役であるとの供述があるものの、申立人は、社会保険の手続等に関しては、全く関わりはなかったと供述しており、同僚役員及び複数の従業員が、「社会保険関係の届出等の業務は社長が行っていて、申立人は、生産全般の責任者であり、社会保険関係業務については全くの担当外であった。」と供述していることから、申立人は、社会保険関係業務に関する権限を有していなかったと認められる。

さらに、申立人と同日の平成7年3月2日付けで、さかのぼって、標準報酬月額が申立人と同額の9万8,000円に減額訂正が行われていることが確認できる同僚取締役の一人から提出された、5年5月分の給与明細書によると、同僚取締役は、訂正前の標準報酬月額53万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような<sup>そききゆう</sup>遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録について、平成5年4月から7年2月までの期間を、事業主が当初社会保険事務所に届け出た53万円に訂正することが必要である。

- 2 申立人は、申立期間②に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額の範囲内の額を認定することとなる。

申立期間②について、登記簿謄本により株式会社Bの取締役であることが確認できる同僚が、「自分は、Aでは現場従業員であったが、A社長に頼まれて借金の保証人となったので、のちにBの取締役となった。Aは、バブルがはじけて以降急速に資金繰りが悪くなり、Aでは資金が借りられなくなったので、社長がBを作った。」と供述している

ところ、オンライン記録によると、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年3月1日において、厚生年金保険被保険者資格を喪失した申立人を含む同社取締役及び従業員47人のうちほぼ全員の44人が、同日付けで株式会社Bにおいて被保険者資格を取得していることから判断すると、株式会社Aの役員及び従業員は、同日付けで株式会社Bにおいて雇用されることに変更になったと認められるとともに、株式会社Bにおける被保険者資格取得時の標準報酬月額、株式会社Aにおける資格喪失時の標準報酬月額よりもかなり低額となっている従業員が多数いることが確認できる。

また、登記簿謄本によると、申立人は、株式会社Bにおいても被保険者資格取得後の平成7年3月28日まで取締役であることが確認できるが、前述の株式会社Aにおける同僚取締役の一人は、株式会社Bにおいても同日まで同じく取締役であることが確認できるとともに、同年3月1日の株式会社Bにおける被保険者資格取得時の標準報酬月額は申立人と同額（20万円）であり、同僚取締役の同年3月から同年7月までの期間の給与明細書によると、同僚取締役は、社会保険事務所で記録されている資格取得時の標準報酬月額20万円よりも高額な標準報酬月額53万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、同じく平成7年3月1日付けで、株式会社Bにおいて被保険者資格を取得した従業員の一人から提出された8年1月の給与明細書によると、給与からの厚生年金保険料控除額は、オンライン記録（22万円）よりも高額の、株式会社Aにおける資格喪失時の標準報酬月額（34万円）に相当する保険料額が事業主により控除されていることが確認できる。

一方、当該従業員から提出された平成8年12月の給与明細書によると、厚生年金保険料の給与からの控除額は、オンライン記録（41万円）どおりの標準報酬月額に相当する保険料額が事業主により控除されていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所で保管している株式会社Bに係る滞納処分票によると、同社では、申立人が取締役であった期間を含め平成8年3月までは保険料の滞納は無く、かつ、株式会社A及び株式会社Bの保険料滞納について、申立人を含む二社の同僚取締役全員が資金繰りは社長一人で行っていたので、保険料の滞納は知らなかったと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いが、上述の同僚取締役及び従業員に対する厚生年金保険料の控除状況から、

その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間②の標準報酬月額の記録について、平成7年3月から8年6月までの期間を53万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険庁（当時）のオンライン記録上で確認できる標準報酬月額が、被保険者資格取得時の報酬月額の届出及び申立期間②中に算定基礎届などの事業主による複数回の届出機会があるにもかかわらず、平成7年3月から8年6月までの期間にわたり報酬の実態と相違しており、8年7月の月額変更届において報酬の実態に合わせた届出が行われていることから、事業主は、同僚の給与明細書等で推認される実際の報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間②の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA所における資格喪失日（昭和26年12月1日）及び資格取得日（昭和27年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月1日から27年5月1日まで

B地にあったCに昭和21年ごろから28年10月まで運転手として勤務し、24年4月1日からは厚生年金保険被保険者となっていたが、26年12月1日から27年5月1日まで厚生年金保険被保険者としての記録が欠落している。異動も無く、同じ仕事を続けていたので、被保険者記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A所に係るオンライン記録及び被保険者名簿によると、申立人は、A所において昭和24年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年12月1日に資格を喪失後、27年5月1日に同事務所において再度資格を取得しており、26年12月から27年4月まで厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

しかしながら、D所の保管する申立人のEカードには、A所における昭和23年10月12日から28年10月31日までの継続した就業記録がある上、一人の同僚が、申立人が申立期間もCで継続して勤務していたと供述している。

また、A所に係るオンライン記録及び被保険者名簿によると、申立人と前述の同僚が氏名を覚えており記録が確認できた3人の同僚の運転手の当

該事業所における厚生年金保険被保険者期間は、各々が被保険者資格を取得してから昭和 28 年 11 月 1 日に一斉に資格を喪失するまで、申立人の申立期間を挟んで継続しており、当該運転手 4 人のうち、申立人だけに被保険者としての記録の無い期間があることが確認された。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間当ても申立てに係る事業所に運転手としての職種で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主の申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が記録どおりの資格喪失及び資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還元した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月1日から49年3月1日まで  
昭和47年4月1日にA株式会社に入社し、その後48年11月1日に同社B工場に転勤した。現在まで同社に継続して勤務しており、保険料も控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

納得できないので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の「役職・所属・資格・来歴メンテ」（A株式会社作成）、事業主提出の人事記録及び昭和48年11月1日付けの組織図、雇用保険の被保険者記録、事業主の回答並びに同僚の供述から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（48年11月1日にA株式会社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和49年3月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A株式会社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及



び標準報酬決定通知書によれば、同社B工場における申立人の資格取得日は昭和49年3月1日とされていることから、事業主が同年3月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る48年11月から49年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和57年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額に係る記録を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月1日から同年5月1日まで  
昭和56年4月1日にA株式会社に入社し、その後、同社B工場に配属され平成3年1月に同社本社に戻るまで同社B工場に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落している。同社には継続して勤務していたので、同期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社発行の在職証明書、人事発令通知及び同僚の供述等から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社B工場に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、複数の同僚が、申立人が申立期間にA株式会社B工場に勤務し、引き続き厚生年金保険料を控除されていたと思うと供述していることから、申立人は、昭和57年4月には同社B工場に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和57年5月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によれば、A株式会社B工場は、昭和57年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は適用

事業所となっていないが、同社B工場勤務に係る人事発令通知によって同年4月までに同社B工場に配属するとされた者が27人いること、及びそのうち5人の同僚が申立期間において同社B工場に勤務していたと供述していることから、申立期間は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る被保険者記録は、資格取得日が平成15年5月1日、資格喪失日が同年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は正社員として平成15年5月1日から同年6月30日まで株式会社Aに勤務した。給与支給明細書で厚生年金保険料の控除が確認できるので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aに係る被保険者記録は、資格取得日が平成15年5月1日、資格喪失日が同年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録、申立人が所持していた給与支給明細書及び株式会社Aから提出された賃金台帳等から、申立人は、当該事業所に平成15年6月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成15年6月分の

給与支給明細書及び賃金台帳における控除保険料及び総支給額から判断すると、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和42年3月25日、喪失日は44年8月14日であると認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年3月から43年9月までの期間は1万6,000円、同年10月から44年1月までの期間は1万8,000円、同年2月から同年7月までの期間は2万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月25日から44年8月14日まで  
昭和42年3月末にA市から、B校の定時制に転入した。昼間は働くためにC株式会社に入社し、同社の2階にあった独身寮で生活した。しかし、実際に勤務したのは、同社から500メートルほどのところにあった関連子会社のD株式会社というE工場であった。その期間は、厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

昭和42年3月25日から44年8月14日までの期間については、D株式会社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、「F」に記号番号が払い出されているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同じ記号番号であるにもかかわらず、申立人と同名かつ、同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（G）が確認できる。

一方で、申立人は、昭和42年3月末に郷里を離れ、同期入社15人又は16人と一緒にC株式会社に入社したが、申立人だけがD株式会社に勤務したと供述しているところ、オンライン記録によりC株式会社において42年3月25日に厚生年金保険の資格を取得した19人が確認でき、D株式会社では申立人と同名かつ、同じ生年月日（H）の一人のみが確認できる。

なお、複数の同僚は、C株式会社とD株式会社は、同じ事業主であり、関連子会社であったと供述しているところ、当該同僚のオンライン記録から、両社間で人事交流が行われていたことが確認できる。

また、雇用保険については、事業所名は確認できないが、申立人と同姓同名かつ、同じ生年月日（I）で、取得日は昭和42年3月25日、離職日は44年8月13日の記録が確認できる。

さらに、申立人は、C株式会社の2階の独身寮で生活しながら、B校の定時制に通学したと供述しているところ、同校では申立人について、卒業証書授与台帳から卒業は昭和44年3月9日であることが確認できることから、転入したのは42年4月であるとしている。

また、同校の卒業アルバムに記載されている申立人の住所は、同社の商業登記簿謄本における所在地の住所と同じであることが確認できることから、申立人が申立期間はC株式会社の独身寮に居住していたことが裏付けられる。

加えて、D株式会社の当時の工場長及び申立人の上司は、申立人が昭和42年3月から44年8月までの期間に同社に勤務し、正社員であったので厚生年金保険に加入して保険料を給与から控除されていたと供述しているとともに、複数の同僚も、「申立人が同社に勤務し、給与の支払を受けていた。正社員なので厚生年金保険に加入しないはずはない」と供述している。

なお、D株式会社に申立期間当時、申立人とは氏名が異なるものの同名かつ、同じ生年月日の者（H）が勤務していたかについて、複数の同僚に確認したが、そのような氏名（J）の者は勤務していなかったと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、オンライン記録の申立人と同名かつ、同じ生年月日の者（H）が、申立人本人であると判断でき、昭和42年3月25日から44年8月14日までの期間は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、昭和42年3月から43年9月までの期間は1万6,000円、同年10月から44年1月までの期間は1万8,000円、同年2月から同年7月までの期間は2万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年11月から17年2月までの期間に係る標準報酬月額  
の記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険  
料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する  
義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月18日から17年3月1日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、  
株式会社Aにおいて勤務していた平成15年9月から17年2月までの標  
準報酬月額が、実際の給料より低い額にされていることが分かったので、  
申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額  
の相違について申し立てているが、  
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき  
標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、  
事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額  
のそれぞれに基づく標準報酬月額  
の範囲内であることから、これらの標準報酬  
月額  
のいずれか低い額を認定することとなる。

申立人から提出された株式会社Aにおける平成15年11月分から16年  
2月分までの給与明細書では、標準報酬月額26万円に相当する給与（報  
酬月額）が支給されているが、事業主により給与から控除されていた厚生  
年金保険料は、標準報酬月額20万円に相当する金額であったことが確認  
できる。

また、平成16年3月分から17年2月分までの各月の給与は、分割で  
の支給や、支給日が遅延した期間があったものの、上記の15年11月分  
から16年2月分までの給与明細書の差引支給額と同額が申立人名義の預



金口座に振り込まれていることが確認できることから、標準報酬月額 20 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立人の平成 15 年 11 月から 17 年 2 月までの標準報酬月額は 9 万 8,000 円となっている。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち平成 15 年 11 月から 17 年 2 月までの期間を 20 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成 15 年 9 月及び同年 10 月の標準報酬月額については、申立人から提出された同年 9 月分及び同年 10 月分の給与明細書では、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は平成 19 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会しても協力が得られず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、同年6月は5万2,000円、同年7月は6万円、同年8月から同年11月までの期間は5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月21日から同年12月21日まで  
昭和44年1月1日から56年3月21日までA株式会社に継続して勤務したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者記録から抜けているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、株式会社Bの申立人に係る採用辞令及び異動辞令、従業員台帳及び給与台帳の記録並びに申立人と同日に異動した同僚の資格取得の状況により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年12月21日にA株式会社本社C部から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Bが提出した給与台帳の厚生年金保険料控除額及び昭和44年5月の社会保険事務所（当時）のオンライン記録から、同年6月は5万2,000円、同年7月は6万円、同年8月から同年11月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月31日から同年4月1日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、昭和39年3月31日にA株式会社C支店で資格喪失し、同年4月1日に同社D支店で資格取得となっており、被保険者期間が1か月欠落している。転勤に伴い事業所を異動したが継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B株式会社から提出された人事記録及び申立人が所持する勤続20年記念メダルから判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和39年4月1日にA株式会社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社C支店における昭和39年2月のオンライン記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としているが、

事業主が資格喪失日を昭和 39 年 4 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と記録することは考え難いことから、事業主が資格喪失日を同年 3 月 31 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録について、平成8年4月から10年5月までの期間を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から10年6月1日まで  
社会保険庁(当時)の記録では、平成8年4月1日から10年6月1日までの標準報酬月額は9万8,000円に下げられているが、誤りであると思うので当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年4月から10年5月までの期間は59万円と記録されていたところ、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日である同年6月1日付けで申立人を含む6人の標準報酬月額の記録が遡及<sup>そきゅう</sup>して引き下げられており、申立人の場合は、8年4月から10年5月までの期間の標準報酬月額が9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人の雇用保険受給資格者証により、株式会社Aでの離職時(平成10年5月31日)賃金日額が2万5,366円であることが確認できることから、月額にすると76万円となり当時の厚生年金保険料の最高額59万円を上回っていたものと認められる。

さらに、当該事業所の代表者に照会したところ、訂正処理が行われた当時は社会保険料の滞納があったことを認めている。

加えて、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以後の平成10年9月21日に、14人の標準報酬月額の記録が遡及<sup>そきゅう</sup>して訂正処理されていることがオンライン記録で確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような遡<sup>そきゆう</sup>及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成8年4月から10年5月までの期間は59万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から50年5月まで

私は、昭和45年1月にA庁舎にて夫と一緒に婚姻届を提出すると同時に、私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、定期的に自宅に訪れていた集金人の女性に保険料を納付していた。45年3月ころにB区からC市に転居し、C市転居後の数年間についても、定期的に自宅に訪れていた集金人の女性に保険料を納付し、その後は数か月に一度、納付書を持参してC市役所の窓口で保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月ころに、B区において婚姻届を提出すると同時に、申立人の国民年金加入手続を行ったと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は45年3月ころにB区から転居後のC市において、50年6月ころに払い出されており、申立人が加入手続を行ったとするB区において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金加入手続を行ったとする昭和45年1月ころに、申立人に対し国民年金手帳が交付され、所持していたかどうかについての記憶が曖昧である上、申立人が現在所持している年金手帳は、その表紙の色から49年11月以降に発行されたものであり、申立人が国民年金加入手続を行ったとする45年1月ころに交付されていた手帳とは相違している。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付方法について、B区在住時及びC市に転居後の数年間は、定期的に自宅に訪れていた集金人の女性に



保険料を納付していたと申述しているが、C市における保険料の納付方法は昭和48年3月まで印紙検認方式で、市役所及び市役所出張所の窓口でのみ納付が可能であったとしており、集金人が徴収する制度は無かったとしていることから、申立人の記憶とは相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月及び同年3月、4年5月及び同年6月、4年12月、5年2月、5年5月、5年8月、5年10月から6年4月までの期間、6年6月から7年3月までの期間並びに8年4月から9年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月及び同年3月  
② 平成4年5月及び同年6月  
③ 平成4年12月  
④ 平成5年2月  
⑤ 平成5年5月  
⑥ 平成5年8月  
⑦ 平成5年10月から6年4月まで  
⑧ 平成6年6月から7年3月まで  
⑨ 平成8年4月から9年11月まで

申立期間を含む、私がA市に居住していた当時の国民年金保険料の納付については、定期的に自宅に集金に訪れていた町内会の集金人を通じて、夫の保険料と町内会費と一緒に納付していた。未納の通知等が届いたことは無く、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑨までの国民年金保険料の納付について、申立人は、町内会の集金人を通じて国民年金保険料を納付していたと申述しているが、申立人のA市国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人は、平成4年2月の保険料から、口座振替により保険料納付を行っている記録が確認でき、その国民年金被保険者名簿に振替口座として記載されている預金口座の全科目取引異動明細表において、申立期間①から⑨までの保険料が出金

されていないことが確認できる。

また、申立人が申立期間①から⑨までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年11月から46年3月まで

申立期間の国民年金保険料は未納であったが、第3回特例納付の時期にA市役所（現在は、B市役所）の集金人に一括で納付したはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、第3回特例納付の時期にA市役所の集金人に一括で納付したはずであり、未納期間があることに納得できないと主張しているが、A市の国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）によれば、申立人は、昭和46年4月から52年3月までの期間を第3回特例納付により保険料を納付していることが記録されており、かつ、特例納付をした最初の月である46年4月から申立人が60歳に達する平成8年\*月までの期間が約25年となることから、申立人は60歳に達するまでに受給資格期間を満たすことが可能であったことから、特例納付をする時点で納付すべき期間を計算したものと考えられ、行政側の記録管理に不自然さは見当たらない。

また、申立人は、第3回特例納付で納付した期間、納付金額等についての記憶が曖昧であり、申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 2974 (事案 1977 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 12 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月から 48 年 3 月まで  
申立期間の国民年金保険料は、昭和 49 年末ころに第 2 回特例納付により A 市役所で納付したはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 55 年 7 月の時点では、申立期間の国民年金保険料を第 2 回特例納付により納付することはできず、当該特例納付を行ったとする 49 年末に国民年金に加入していたことの確認ができないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、特例納付により国民年金保険料を納付したのは 1 回だけであると記憶しているところ、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び A 市の国民年金被保険者台帳によれば、昭和 48 年 4 月から 52 年 12 月までの期間を第 3 回特例納付により納付したことが記録されていることから、申立人は、第 3 回特例納付で納付したことが確認できる。

申立人は、昭和 49 年末に特例納付した記録が無いことに納得できないと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年11月から平成2年3月まで  
昭和60年\*月に20歳になると同時に国民年金に加入した。国民年金への加入手続や保険料の納付は、母がしてくれていた。国民年金手帳の国民年金への加入日から国民年金保険料が納付されているはずなのに、国民年金に未加入となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年\*月に20歳になると同時に国民年金に加入し、国民年金保険料の納付はその母がしてくれていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、平成6年10月ころであり、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られない。

また、国民年金への加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母は、国民年金への加入手続をし、申立期間の保険料を納付した記憶が無く、申立人も国民年金への加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与していない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から45年3月まで

私の両親は、子供全員について国民年金の加入資格を得られる時期になると加入手続をし、結婚するまで保険料を納付してくれていた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が申立人の国民年金加入手続を行ってくれ、20歳から保険料を納付してくれていたはずであると申し立てているが、その両親は既に他界しており、申立人も国民年金の加入手続、保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年10月に払い出されており、払出日からすると申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の記号番号が払い出されていた形跡もうかがわれない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から42年3月までの期間及び45年4月から48年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月から42年3月まで  
② 昭和45年4月から48年12月まで

昭和55年4月に、知人の勧めにより国民年金に加入したが、その際、A市の職員から、未納分をさかのぼって納付すれば今までの年金資格が継続し年金の給付を受けることができる旨の説明を受け、28万円だったか、30万円に近い金額を持参し納付した。申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和55年4月にA市で国民年金に加入し、申立期間を含め過去の未納分保険料をさかのぼって一括納付したとしており、納付金額は28万円だったか30万円に近い金額であったとしているが、申立人が特例納付した記録がある49年1月から52年12月までの期間と申立期間の国民年金保険料を併せて特例納付した場合の納付金額は65万2,000円となることから、申立人の申述と金額が乖離している。

また、昭和55年4月の国民年金加入時点で、記録上納付済みとなっている49年1月までさかのぼり、併せて55年4月から同年6月までの現年度分を納付した場合の納付金額は28万2,270円となり、申立人の記憶と符号することから、この時点で49年1月までさかのぼって納付したものと推認できる。

さらに、昭和55年4月の国民年金加入時点で、60歳まで国民年金保険料を納付しても、年金受給資格期間の25年に達しないが、この時点で49



年1月までさかのぼって納付すれば60歳まで納付した場合の加入期間が26年3か月となり、受給資格期間を満たすことになることから、これらの考慮もあって49年1月までさかのぼって納付したことが推測される。

加えて、申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から58年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から58年1月まで

申立期間については、昭和57年12月か58年1月ころ、A区報で未納期間をさかのぼって納付できることを知りA区役所で納付金額を教えてもらい、その後12から13万円くらい納付した。申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年12月か58年1月ころ、A区報で未納期間をさかのぼって納付できることを知り、A区役所で納付金額を教えてもらい、その後12から13万円くらい納付したとしているが、A区役所の申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは58年4月7日であることから、申立期間の直前の56年1月から57年4月までの期間の保険料を過年度納付したと推認できるものの、申立期間は、無資格期間であり、強制加入被保険者でないため国民年金の制度上さかのぼって納付できない期間である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 2981 (事案 1026 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月まで

A に住み込みで就職し、私が 20 歳になった時に店主が私と同僚の国民年金加入手続をしてくれ、保険料も集金人が店に来ており納付してくれていたの、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立人とその同僚の B 氏の国民年金加入手続及び保険料の納付を理容店店主に行ってもらっていたとしているが、申立人が直接関与していないため納付状況は不明であり、昭和 39 年 4 月 27 日に国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている同僚の B 氏も保険料の納付記録が申立期間直後の 39 年 4 月からとなっていることから、店主が申立人の国民年金保険料を納付していたと考えることは困難であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は店主が納付してくれていたと主張するが、店主から当時の加入手続及び納付状況について聴取した結果、具体的な証言は得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月から同年 6 月まで

夫がAを平成 10 年 4 月に退職し、その後すぐにB市役所（現在は、C市役所）において、国民健康保険と国民年金の加入手続を夫婦二人で行った。当時、同市役所の国民健康保険と国民年金は同じ窓口で、担当者も同一人物の男性であり、離職したので免除の申請をしたいと申し出たところ、この申請書に記入して下さいと言われ、夫と一緒に記帳台で記入し、その担当者に渡した。その男性は、免除ではなく本当は納付してほしいのですがと言わんばかりに、いかにも免除申請書を受け取りたくないような態度であり、不快感を覚えたのを記憶している。その後免除申請日は 10 年 8 月 31 日であるとの回答が届いたが、8 月に同市役所に行った記憶は無い。同市役所の担当者が免除申請の処理をすぐに行わなかったとしか考えられず、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人はその夫が平成 10 年 4 月に退職した直後にB市役所において国民健康保険、国民年金の加入手続及び国民年金の免除申請を行ったとしているが、国民健康保険については、加入手続日が同年 4 月 28 日であることが確認できるものの、国民年金の免除申請については、オンライン記録により、同年 8 月 31 日に行ったことが確認でき、その記録に不自然さは見当たらない。

また、申立人は、国民健康保険と国民年金の窓口は同一であり一人の担当者が取り扱っていたとしているが、C市役所では、申立期間当時は国民健康保険と国民年金の窓口は柱で仕切られており、同じ担当者が両方の事務を行うことは通常ありえないとしている。

さらに、申立人は、夫婦二人で国民年金の免除申請をしたとしているが、その夫の申立期間も未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から61年6月まで  
昭和61年6月ころ、母がA市役所（現在は、B市役所）で私の国民年金加入手続をしてくれ、保険料も母が納付してくれた。それが未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年6月ころ、その母が国民年金の加入手続を行ってくれ、保険料も母が納付してくれたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は63年5月ころ払い出されており、払出時点からすると申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人は、納付した時期は憶えていないものの、その母が申立期間の国民年金保険料十数万円を郵便貯金から引き出して市役所窓口で一括納付してくれたとしているが、申立期間の保険料額は11万4,620円で金額に差がある上、国民年金手帳記号番号の払出時期からすると、申立期間直後の昭和61年7月から63年3月までの国民年金保険料は過年度納付と推認されるどころ、当該期間の保険料額は15万2,700円であり、申立人の主張する納付金額と符合していることから、このことと混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年12月から50年12月まで  
昭和40年12月に会社を退職後、A市からB市（現在は、C市）に引っ越し、41年にそば店を開業、42年に結婚した。国民年金は、地元の納税組合を通して加入手続を行い、保険料は納税組合が集金に来ていたので、ほかの税金と一緒に妻と母親の分も合わせて納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後B市に転居してから昭和41年にそば店を開業した後、地元の納税組合を通して国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、当時の加入状況、納付状況等に係る記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月7日に払い出されており、払出日からすると、申立期間は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が見当たらない上、申立期間は121か月と長期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年6月から61年12月まで  
昭和61年12月か62年1月ころ、自分でA市役所に行って、国民年金の加入手続をした。過去の未納保険料約20万円については、加入手続直後に父親から借りたお金で、A市役所かB銀行でまとめて納付した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年12月か62年1月ころにA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成元年3月から同年4月ころまでであると推認され、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した場合の金額は13万1,300円となり、申立人の主張する金額とは相違する上、推認される国民年金手帳記号番号の払出時期に、遡<sup>そきゅう</sup>及可能期間である申立期間後の昭和62年1月から平成元年3月までの国民年金保険料をまとめて納付した場合の金額は20万2,500円となり、申立人の主張する金額におおむね一致することから、申立人が加入手続の時期について記憶違いをしている可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 3 年 3 月まで

20 歳到達と同時に父親が A 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、父親が同市役所内にある B 銀行で納付していたので、当該期間について、保険料納付の確認ができないというのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の父親は、父親が申立人の 20 歳到達と同時に A 市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳（厚生年金手帳）には厚生年金保険の記号番号及び初めて被保険者となった日（平成 3 年 4 月 1 日）が記載されているが、国民年金の加入に関する記録（記号番号及び初めて被保険者となった日）は無い上、オンライン化後で国民年金手帳記号番号払出簿は無く、申立人が主張する時期に国民年金に加入していたことは確認できなかった。

なお、申立人の父親は、申立人の婚姻時に年金手帳を申立人に渡したと思うとしているが、申立人は、同手帳を受け取った記憶は無く、現在保持している年金手帳は上記の 1 冊のみであるとしている。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、国民年金保険料の納付金額を記憶しておらず、ほかに申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が見当たらない上、A 市では、国民年金被保険者名簿、保険料納付記録等の資料はすべて廃棄済みとしていることから、申立期間の申立人の国民年

金保険料の納付状況について確認ができない。

なお、申立人が 20 歳に到達した昭和 63 年\*月は、学生の国民年金の強制加入適用前の時期であり、申立人は、申立期間において大学生であったと主張していることから、申立期間は任意加入期間に該当する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月から47年3月まで

申立期間当時はA市で両親と同居しており、家族の国民年金保険料は母親がまとめて納付していたので、申立期間について、自分だけ未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月に払い出されており、同払出時期からすると、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金加入手続きを行い、保険料を納付したとする申立人の母親は既に他界しており、申立人自身は国民年金加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続き及び納付金額等について具体的な証言が得られない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで  
申立期間の国民年金保険料は、母が集金人を通じて納めていたと思うので、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の現在の国民年金手帳記号番号に係るA市の住民基本台帳システム国民年金データによると、昭和63年6月2日取得届出と記録されている上、同記号番号の前後の任意加入者等の加入手続も63年6月ころに行われていることから、申立期間は、同記号番号の払出前の期間と考えられ、申立人が申立人に係る国民年金の加入手続を行ったとしている申立人の母は、A市役所で加入手続を行ったと思うが、手続を行った時期については明確に記憶していないと申述しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、国民年金保険料の納付について、申立人の母は、「毎月、集金人に現金で保険料（額は不明）を手渡していたと思う。納付書で納付した記憶は無い。」としているが、A市は「集金員による保険料の収納は、昭和53年3月まで行っていたが、申立期間当時は行っていない。納税組合等に保険料の収納業務を委託することもなかった。申立期間当時は、納付書による市役所又は金融機関における納付及び口座振替によって保険料を収納していた。」としている。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から54年9月まで

Aに参加するべく勉学に専念するために、会社を退職した際に、老後のため、病気になった時のために国民年金と国民健康保険には必ず加入するよう助言があった。

退職後すぐにB市役所で国民年金及び国民健康保険加入手続を行った。昼間はアルバイト、夜間は短大に通っており、国民年金、国民健康保険、生命保険を納付していたことを覚えている。国民年金手帳は、その場で受領したのか、後日郵送で届いたのかはよく覚えていないが、納付書は郵送で届き、国民健康保険、生命保険料と一緒に通勤途中などにその都度便利な場所で納付していた。Aに参加する前に、B市で歯の治療をしたことを覚えていることから、少なくとも国民健康保険には加入していたはずである。

また、C区及びD市で納付記録を確認したときにはすべて納付済みであると言われた記憶がある。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年に会社を退職後すぐにB市役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料は納付書により金融機関等で納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号はAから帰国直後の57年2月から同年3月ころまでにE町で払い出されており、払出時点からすると、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、E町保管の国民年金被保険者名簿では申立期間は未納となっており、摘要欄には「F区役所へ連絡済」と記載されていることから、同名簿の年金記録が転出先のF区役所へ伝達されていることが確認でき、その後の転居先であるC区及びD市へも同様の納付記録が伝達されていることが推認できることから、申立人がC区及びD市で確認したのは、記録上加入手続がなされ、保険料納付が開始された昭和57年2月以降の記録であると考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においても、申立人が行ったとする国民年金の加入手続や申立期間の保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 36 年 11 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入期間について照会したところ、株式会社Aにおける資格喪失日が昭和 35 年 9 月 1 日となっている旨の回答を受けた。同社に同年 4 月 20 日過ぎに入社し、見習期間 3 か月を経て同年 8 月に正社員となり、二夏を過ごして 36 年 10 月末まで勤務したと記憶している。社会保険事務所から入手した名簿の一片では、自分の欄に、「36.10」のスタンプ印が押されていることから、同年 10 月まで勤務していたことは明らかである。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに、昭和 35 年 4 月 20 日過ぎに入社し、見習期間 3 か月を経て、同年 8 月から正社員となり二夏を過ごして 36 年 10 月 31 日に退職するまで継続して勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、株式会社Aに事業主照会したところ、50 年近い年月を経ており、また、申立人の在籍期間も短かったため、資料も無く、当時の担当者もいないことから、いずれも不明としている。

また、申立人が苗字を記憶している二人に同僚照会を行ったが、いずれも申立人の勤務状況について記憶が無く不明としており、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録があり連絡のとれる 16 人に同僚照会したところ、13 人から回答があったが、全員申立人の勤務事実は不明としている。

さらに、上記名簿から申立人が昭和 35 年 8 月 11 日に厚生年金保険被保



険者資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人が社会保険事務所で入手した上記名簿の一片のコピーに基づいて、「36.10」のスタンプ印を申立期間における勤務の根拠としているところ、B事務センターでは、「36.10」のゴム印は同年度の算定基礎届出に伴う事務処理の際、誤ってゴム印が押されているもので、算定が不要であることを明確にするため斜線を記入したものとしている。なお、「36.10」の標準報酬月額欄には金額の記載は無いことがB事務センターの回答を裏付けている。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月ころから19年2月ころまで  
② 昭和26年8月1日から27年4月1日まで

尋常高等小学校を卒業した昭和18年4月から19年2月にかけてA株式会社（現在は、B株式会社）に勤めた。当時は年金制度が無いものだと思っていたが、あったと聞き、確認の申立てをした。

また、C株式会社（現在は、株式会社D）の前身であるE株式会社に昭和26年8月1日から27年3月31日までの期間も勤務していたことは、当時の労働組合の機関誌に私が26年春に入社した旨記載されているので証明できる。当事業所での厚生年金保険の加入記録が昭和27年4月からとなっていることに納得できない。記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、昭和16年1月1日に公布された労働者年金保険法（17年1月1日適用開始）は、適用対象事業所を工場法又は鉱業法及び常時10人以上の物の製造等の事業所を適用事業所と規定しているが、A株式会社が適用対象であったか否かについてB株式会社は不明であるとしているところ、同種のF事業所であるG株式会社及びH株式会社の新規適用日はA株式会社より遅く、厚生年金保険の新たな被保険者である女子及び男子職員（事務職）の保険料徴収、給付制度が開始された19年10月1日となっていることから、申立期間①においてA株式会社は適用事業所ではなかったことが推認される。

また、社会保険事務所（当時）の事業所索引簿によると、A株式会社が厚生年金保険法の適用事業所となったのは厚生年金保険法を改正

する法律の施行日（保険料徴収開始及び給付額の算定の基になる日は昭和 19 年 10 月 1 日）である 19 年 6 月 1 日と記録されている。

さらに、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、昭和 19 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得した同僚 9 人全員が、死亡失権、記号番号未統合等のため、連絡先の確認ができないことから照会を行えなかった。

加えて、B 株式会社は、申立人の勤務記録等はないとしている上、申立人の給与から事業主が厚生年金保険料を控除していたとする事実は認められなかった。

- 2 申立期間②については、申立人が提出した I 組合 40 年史「J」（平成 4 年 10 月発行）において、昭和 26 年春に申立人が C 株式会社に入社と記述されていることが確認できる。

しかし、株式会社 D は「本社工場が昭和 42 年 10 月に全焼したため、申立人の記録も消失し、入社日の確認は困難。」としている。

また、事業所索引簿では同社の新規適用年月日は昭和 26 年 12 月 1 日であり、事業主以下、当該事業所の立ち上げメンバー 5 人がいずれも同日に資格取得をしているところ、申立人がそれより後の翌 27 年 4 月 1 日に加入となっていることに不自然さは無い。

さらに、C 株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、40 年史の中で、申立人と同期に入社したとされる K 氏の新規資格取得日は昭和 28 年 12 月 26 日と記録されており、申立人より 1 年半以上経過してから被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 20 日から同年 11 月 1 日まで  
申立期間は株式会社Aでアルバイトをしていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間は、加入記録のある昭和 62 年 11 月 1 日から同年 12 月 26 日までの期間と勤務形態が同じであったので、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間に株式会社Aに勤務していたことが認められる。

しかし、株式会社Aが提出した厚生年金保険加入台帳によると、申立人の厚生年金保険被保険者期間については、昭和 62 年 11 月 1 日資格取得、同年 12 月 26 日資格喪失と記載されており、記載されている期間以外の申立期間において当該台帳に申立人の氏名等の記録が無い。

また、オンライン記録では、申立人の株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者の資格取得の届出処理は、昭和 62 年 11 月 27 日に行われており、訂正等が行われた形跡は無く、不自然な点も見当たらない。

さらに、i) 申立人は、申立人が勤務していた株式会社AのB営業所の同僚の氏名等を覚えていないこと、ii) 同営業所は既に廃止されており、当時勤務していた者の名簿等も無いこと、iii) 同社の厚生年金保険は本社が一括して適用していたことから、被保険者記録から同営業所に勤務していた同僚を特定することができなかつたことなど、同僚から申立内容の事実を確認できる資料や供述等が得られなかつた。

なお、前述のような状況であることから、申立期間当時に同社に係る被保険者資格を取得した者の中から、申立人と同年代の者等5人を抽出して、

入社日等について照会したところ、アルバイトであった二人が被保険者資格取得日より数か月前を入社時期として記憶しており、資格取得日までの間に厚生年金保険料の控除がなかった旨の供述をしていることから、当時、同社のアルバイトについては、入社後一定期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていたことが推察できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで

平成 6 年に有限会社 A が有限会社 B に社名を変更したとき同社に出資をし、7 年 9 月に役員に就任した。給与は月額 10 万円で、毎月厚生年金保険料等を控除された金額が、銀行に振り込まれた。会社には週 2 回から 3 回出勤し、1 回 3 時間ぐらい勤務をしていた。会社の経営状態があまり良くなかったため、10 年 3 月に役員を辞めたが、同年同月に社会保険事務所（当時）の窓口で厚生年金保険の被保険者記録を受け取り、銀行の年金相談でも被保険者資格があるといわれ、安心していった。ところが、ねんきん定期便で確認したところ、申立期間の被保険者記録が無く、問い合わせると取り消されたとの回答だった。保険料の返金も無かったので、調べて申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に有限会社 B に取締役として勤務していたことは、同社の商業登記簿謄本及び事業主やその他の同僚の供述により認められる。

また、オンライン記録（被保険者資格記録照会回答票）によると、申立人の有限会社 B での厚生年金保険の資格取得日は平成 7 年 9 月 1 日、喪失日は 9 年 10 月 1 日と記録されていたが、当該記録が 10 年 3 月 11 日に取り消されており、元事業主も保険料控除の事実を認めている。

しかし、有限会社 B での勤務は、申立人が週 2 回から 3 回出勤し、勤務時間は 1 回 3 時間ぐらいだったとしている上、同社の複数の同僚や顧問税理士は、申立人の出勤は不定期でほとんど出勤していなかったとし

ていることから、2以上事業所勤務の届出をする前提となる、同社の通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上の就労という被保険者要件を充たしていないものと考えられる。

さらに、申立人に係る2以上事業所勤務届について、元事業主はこれを提出した記憶は無いとしている上、これが提出されていることを証明する資料も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 7 月 1 日から 10 年 7 月 2 日まで

平成 10 年当時、代表取締役を務めていた株式会社Aの経営が悪化し、社会保険料を滞納したため、この滞納金を相殺する目的で、自分の標準報酬月額を1年間さかのぼって9万2,000円に減額訂正するを行った。減額訂正の内容をよく理解しないまま手続してしまったが、自分の年金を減らして従業員の分まで負担したことになるので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年7月が59万円、同年8月から10年5月までの期間が41万円、同年6月が15万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年7月2日と同じ日付で、これらの標準報酬月額の記録が9年7月にさかのぼって9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該事実について、申立人は、「平成10年当時、代表取締役を務めていた株式会社Aの経営が悪化し、社会保険料を滞納したため、この滞納金を相殺する目的で、自分の標準報酬月額を1年間さかのぼって9万2,000円に減額訂正する手続を行った。」と供述していることから、申立人が標準報酬月額の減額訂正に関与していたと認められる。

また、株式会社Aの商業登記簿謄本により、申立人は、同社設立の時期から一貫して代表取締役であったことが確認できる。

なお、申立人は、減額訂正について、「役員及び同僚には照会してほしくない。」と述べているため、同僚照会が実施できない。



これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の特減訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の特減を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
現 住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 2 月 9 日から 8 年 9 月 24 日までのうち  
1 か月

私は申立期間に勤務していた株式会社Aの社長から、会社を辞めるとき保険料を社会保険事務所（当時）に納めたと言われた覚えがあるので、給料から保険料が控除されていたはずだ。

それから何年かして、母親が社会保険事務所で記録を確認したところ、間違いなく記載されていた、と聞いた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間に加えてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間のうち期間の特定はできないものの、株式会社Aに3日間又は2週間勤務したことは、当時の上司及び同僚の供述からうかがうことができる。

しかし、株式会社Aに係るオンライン記録において、申立期間当時、申立人の加入記録は無い。

また、株式会社Aの事業主は、給与計算及び社会保険手続の一切を社会保険労務士に委託しているが、入社後の勤務状況の様子を見ながら、個別の手続を依頼する慣行のところ、申立人は、入社後1週間くらいして無断欠勤の後、退職をしたため、被保険者資格取得届を行うには至らなかったのではないかと供述している。

さらに、申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたと供述しているが、株式会社Aの事業主及び顧問社会保険労務士は、申立人の社会保険及び雇用保険の資格取得手続は行っておらず、従って社会保険料の控除も無かった、と供述している。

加えて、申立人の供述によるその母親の関与についても、申立人の母親は、申立人の年金記録の件で社会保険事務所や市役所へ行ったことは無い、と供述している。

なお、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 21 日から 57 年 2 月 17 日まで

私は、A株式会社の同僚に誘われ、同社を昭和 55 年 1 月 20 日に退職し、翌日の同年 1 月 21 日に株式会社A（現在は、C株式会社）に入社した。社会保険庁（当時）の記録では、57 年 2 月 17 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになっており、入社から 2 年 1 か月間も空白期間が生じている。

なお、株式会社Aと所在地及び社長が同じである株式会社Dの所属であった可能性もあるが、厚生年金保険には継続して加入していたはずであるので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録では、申立人は、株式会社Aに係る資格を昭和 56 年 7 月 21 日に取得していることが確認できる。

また、申立人の勤務期間について、申立人を記憶していた同僚 4 人のうち、二人は 3 年くらい、二人は 1 年以上継続して勤務していたと供述しており、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間において株式会社Aに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当時の同僚からは、試用期間がありその期間は社会保険に加入させてもらえなかったとの供述や、ほかの複数の同僚からも社会保険の加入は希望制だったとの供述があった上、申立人と同様にA株式会社から株式会社Aに転職した同僚一人の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は無く、当該同僚は、「株式会社Aに在籍していた期間に厚生年金保険へは加入しておらず、給与から保険料を控除されていなかった。」と供述している。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票においても資格取得日の記載内容に不自然な点はなく、オンライン記録とも一致しており、さかのぼって訂正が行われた形跡も無い。

加えて、事業主は、申立人の申立期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料が無いため詳細はわからないと回答している。

一方、申立人は、株式会社Aに在籍しながら、所在地及び社長が同じである株式会社Dの業務にも携わっていたことから、同社に所属していた可能性もあると申し立てているが、事業主は「当時の雇用は株式会社Dではなく、株式会社Aで行っていたと思う。」と供述している上、株式会社Dは健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及び適用事業所索引簿において、厚生年金保険の適用事業所であったことの実を確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月 16 日から同年 7 月 21 日まで

私は、申立期間当時、A町（現在は、B区）にあったC会社の株式会社D（後の株式会社E）に勤務していたが、昭和 62 年 2 月 16 日から勤務を開始していたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録によると、私が厚生年金保険被保険者になったのは同年 7 月 21 日になっており、それ以前の 5 か月間の被保険者記録が欠落している。

当時の同僚の被保険者記録なども調査の上、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた株式会社Dに係るオンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 62 年 7 月 21 日であることが確認でき、これは、雇用保険被保険者資格の取得日と一致する。

一方、株式会社Eは平成 19 年 9 月 21 日に解散により厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、破産管財人は申立人に係る資料等が残存していないとしている。

また、当時の事業主は既に死亡しており、元役員や同僚に照会しても申立人が申立期間に厚生年金保険被保険者であったこと、給与から保険料を控除されていたことの確認ができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月 19 日から平成 12 年 4 月 1 日まで  
② 平成 12 年 4 月 1 日から 14 年 6 月 1 日まで

昭和 57 年 4 月から平成 12 年 3 月まで株式会社 A に勤務し、同年 4 月から 14 年 5 月まで株式会社 B に勤務していた。社会保険庁（当時）の記録を確認したところ、両社に勤務していた期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低いことが分かったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和 62 年分及び平成 8 年分から 14 年分までの確定申告書、3 年分から 11 年分までの源泉徴収票並びに 2 年 4 月 27 日から 15 年 1 月 30 日までの記帳がある預金通帳により、申立期間①のうち、昭和 62 年 1 月から同年 12 月までの期間及び平成 3 年 1 月から 12 年 3 月までの期間並びに申立期間②の給与支給額は、オンライン記録にある標準報酬月額を上回っていたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が提出した昭和 62 年分及び平成 8 年分から 14 年分までの確定申告書の社会保険料控除額並びに 3 年分から 11 年分までの源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された額が、オンライン記録にある標準報酬月額から計算された健康保険、介護保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額とほぼ等しくなることから、株式会社 A 及び株式会社 B の事業主が、申立期間①のうち、昭和 62 年 1 月から同年 12 月までの期間及び平成 3 年 1 月から 12 年 3 月までの期間並びに

申立期間②における申立人の給与からオンライン記録にある標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたと認められる。

また、株式会社A及び株式会社Bの元事業主は、いずれも社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと回答しているほか、株式会社Aの元事業主は、「C員の給与明細書には、給与とは別に、車輛の整備費用や燃料費等を補助するための費用の項目があり、申立人がこの費用を含めた金額で報酬額を計算したのではないか。」と供述している。

さらに申立期間①のうち、昭和57年4月から61年12月までの期間及び63年1月から平成2年12月までの期間において申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、オンライン記録を確認しても、不自然な記録訂正はうかがえない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 26 日から 31 年 11 月 1 日まで  
A株式会社とB社は同一事業主であり、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和 30 年 11 月 26 日と同日付けでB社において厚生年金保険に加入した記憶がある。しかし、申立期間についてB社での被保険者記録が欠落しているため、調査の上、厚生年金保険被保険者期間を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 30 年 11 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、継続して勤務したB社での勤務実態や生活状況を詳細に記憶しており、かつ、31 年 4 月 29 日に撮影したB社の社内旅行写真を所持していること等から、退職日の特定はできないものの、申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所が健康保険厚生年金保険の新規適用を受けた日は昭和 31 年 6 月 1 日であることが確認でき、同日付けで被保険者資格を取得している 12 人の中に申立人はいない。

また、A株式会社とB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を照合すると、B社において、その新規適用日（昭和 31 年 6 月 1 日）から申立人が厚生年金保険被保険者となった 31 年 11 月 1 日までの間に被保険者となった者で、かつ、直前にA株式会社に在籍していた者は申立人以外に 14 人いるが、これらの者の資格取得日は区々となっていることから、B社での厚生年金保険への加入時期は事業主の判断により個別に決定されていた

ことがうかがわれる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認したが、申立人の申立期間についての記録は確認ができない。

加えて、B社は昭和40年12月29日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に他界し、同僚照会に回答のあった4人の同僚共に申立人のことを覚えておらず、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 12 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 7 月 25 日から 41 年 9 月 16 日まで  
申立期間①についてはA株式会社に、申立期間②についてはB株式会社に勤務していたが、オンライン記録では、申立期間に係る両社における厚生年金保険の加入記録の確認ができなかった。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、入社日の特定はできないものの、複数の同僚の供述から申立人がA株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主は、「当時の資料は無いものの、申立期間当時には試用期間を設けており、申立人の場合も試用期間のため、厚生年金保険に未加入であったと思われる。」旨を回答しており、同僚照会に回答のあった同僚7人のうち3人は、試用期間が3か月から6か月あり、この間は厚生年金保険料を控除されていなかったと回答し、事業主の供述内容と符合していることから判断すると、申立期間については試用期間で厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかったものと推認できる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 35 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、記載内容に訂正事項や不自然な点は特段見当たらない。

なお、A株式会社での申立人の雇用保険加入記録は確認ができない。

2 申立期間②について、同僚照会に回答のあった複数の同僚の供述から、申立人がA株式会社を退職した後にB株式会社で勤務していたことはうかがえるが入社日は特定できない。

しかしながら、B株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和41年9月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、記載内容に訂正事項や不自然な点は特段見当たらない。

また、雇用保険の被保険者記録により、申立人の雇用保険と厚生年金保険の加入日が同一であることが確認できる。

さらに、当該事業所の当時の事業主は既に他界しており、同僚照会で回答のあった7人の同僚からも、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせるような供述や資料を得ることはできなかった。

なお、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様にA株式会社からB株式会社に転職した同僚7人の厚生年金保険への加入が「3か月遅れが3人、4か月遅れが一人、6か月遅れが二人及び21か月遅れが一人」となっている状況から判断すると、申立人は、厚生年金保険料は控除されていなかったものと推認される。

3 申立期間について、申立人が事業主により給与から保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月30日から43年3月5日まで  
申立期間については、A院（現在は、B院）で寮生活をしながら、調理員として働いていた。  
しかし、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A院の寮で申立人と同室であった同僚の供述から、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間に同病院で勤務していたことはうかがえる。  
しかしながら、A院の事業所別被保険者名簿及び事業主が提出した申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人が18歳に達した誕生日に当たる昭和43年\*月\*日となっていることが確認でき、かつ、雇用保険の被保険者記録から、雇用保険の資格取得日も同日であることが確認できる上、申立期間当時の事業主は他界しているものの、現在の事業主は、「当時から働いている者に聞き取りをしたところ、病院の取り決めにより、従業員は18歳に達してから厚生年金保険に加入することになっていたので、厚生年金保険料は控除していない上、被保険者取得届も社会保険事務所（当時）に届出をしていないとのことであった。」旨の回答をしている。

また、A院の事業所別被保険者名簿を検証したところ、申立期間当時に、18歳未満で資格を取得している被保険者はいないことが確認でき、申立人と同じ業務に従事していた18歳未満の同僚二人も、18歳に達した誕生日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

なお、当該同僚のうち一人は、「病院から 18 歳に達した時に厚生年金保険への加入手続を行うことを聞いたことがある。」と回答し、また、ほかの同僚は、「18 歳になるまで事業主により厚生年金保険料を控除されていなかった。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月1日から22年3月1日まで  
社会保険事務所(当時)で確認したところ、A株式会社(現在は、B株式会社)C支店で勤務した期間のうち、昭和21年10月1日から22年3月1日までの厚生年金保険被保険者記録の確認ができなかった。社員手帳及び在籍証明書から、21年10月1日から勤務していたことが明らかであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している社員手帳及びB株式会社が人事記録を基に作成した在籍証明書から、申立人は、昭和21年10月1日にA株式会社C支店に入社したことは確認できるが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は22年3月1日であることが確認できる。

また、B株式会社へ照会したところ、申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出、保険料の控除、納付等については資料が全く保存されていないために不明である旨の回答であった。

さらに、同僚照会に回答のあった元同僚二人は、自身の入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日を照会したところ、二人とも入社日は昭和21年3月21日、資格取得日は同年5月1日であることから、被保険者資格の取得日は入社日より2か月遅くなっていると回答している。

加えて、これら二人の元同僚は、「当時は事業所の要員が極端に不足し

ていたため、D等の採用を随時行っていたが、厚生年金保険の加入手続は、まとめて行っていたかもしれない。」旨の供述をしており、このことは、当該事業所の厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿から、申立人の資格取得日である昭和22年3月1日付けで申立人を含む220人の従業員が一括して資格を取得していることから<sup>しんびよう</sup>信憑性がうかがえる。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 16 日から 58 年 9 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した記録が無い旨の回答であった。昭和 57 年 1 月から 58 年 8 月 31 日まで A 株式会社本社 B 店に勤務し、保険料を給与から控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社当事業主照会しても事業主の協力を得ることができないが、雇用保険の被保険者記録及び申立人が記憶していた同僚の供述から、申立人が申立期間に同社本社 B 店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和 61 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない上、同日付けで健康保険の整理番号 1 番から 94 番までの 94 人が資格を取得していることが確認でき、同日より前に厚生年金保険の資格を取得した者はいない。

また、当該事業所において昭和 61 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚に照会したところ、4 人の同僚から回答があり、うち 2 人が「会社から、入社日に国民年金に各自で加入するよう説明があった。A 株式会社の健康保険及び厚生年金保険への加入時期は 61 年 7 月 1 日である。」と供述している。

さらに、申立人が記憶していた同僚 2 人のうち 1 人も「昭和 56 年又は 57 年に入社したが、入社時に、国民年金に加入するよう説明があった。」旨の供述をしている。

なお、申立人が記憶していた同僚2人は、それぞれ昭和59年12月と61年3月に退職しているため、当該事業所での厚生年金保険の被保険者期間は無い。

加えて、上記6人のうち5人の同僚には、申立人の申立期間及びその前後の期間を含めて国民年金加入記録があり、うち2人は、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 20 日から同年 5 月 20 日まで  
ほかの医師が昭和 62 年 4 月 20 日から同年 5 月 19 日までの 1 か月間研修に参加するために病院を空けてしまうという理由で、A 大学（現在は、B 大学）C 学部の教授の指示を受け、その代替要員として D 院に勤務したが、当該期間の被保険者記録が見当たらない。辞令を提出するので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

D 院及び E 院から提出を受けた人事記録、申立人から提出を受けた辞令並びに申立人の記憶する教授及び医師の供述により、申立人が、申立期間に D 院に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、D 院の事業主は、申立人に係る賃金台帳等は保存しておらず、厚生年金保険料の控除については不明と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、E 院の総務人事課長は、申立人について、申立期間は本学職員ではなかったとの供述をしている上、申立期間について申立人は、D 院の在籍となるため、厚生年金保険の事務手続は D 院で行うことになる旨の回答をしている。

さらに、D 院及び E 院の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間に係る申立人の被保険者記録は無く、健康保険の整理番号も連番で欠番は見当たらない。

なお、申立人から提出を受けた昭和 62 年 4 月 20 日付けの辞令書には、「任用期間は 62 年 5 月 19 日まで」との記載が確認できるところ、厚生年金保険法第 12 条第 1 項第 2 号ロでは、2 か月以内の期間を定めて使用さ

れる者については、厚生年金保険被保険者としないことを規定している。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月5日から47年7月1日まで  
A株式会社B工場に昭和41年6月20日に入社以来、平成8年4月10日まで継続して勤務していたが、オンライン記録では、昭和45年12月5日から47年7月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落している。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間を含む昭和43年4月8日から平成8年4月10日までA株式会社B工場に継続して勤務していることが確認できる上、当該事業所の厚生年金保険被保険者に係るオンライン記録（職歴審査照会回答票）により、昭和47年7月以前に被保険者資格を取得している約1,000人を対象に被保険者資格の取得及び喪失の状況を調査したところ、短期間在職者には被保険者資格の取得及び喪失を繰り返している者はみられるものの、長期在職者で被保険者期間中に喪失及び再取得した記録のある者は申立人以外見当たらない。

また、申立人は、昭和45年12月5日に部署は変更になったが、職種及び勤務時間等に変更は無く、被保険者資格を喪失する特段の事情は無かったと供述している。

しかしながら、A株式会社の総務責任者は、当時の資料が無く不明であるが、昭和59年当時作成の「B工場社会保険加入台帳」に申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は47年7月1日とあり、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致していることから、事業所又は本人の都合により喪失及び取得処理がされたのではないかと供述している

ところ、上述のとおり、長期在職者で被保険者期間中に喪失、再取得した記録のある者は申立人一人しか確認できず、申立期間当時にA株式会社本社総務部及び財務部等で勤務していた同僚の「社会保険料を圧縮するために、従業員に無断で被保険者資格の取得及び喪失手続を行ったことは無い。」旨の供述を勘案すると、事業所の都合により申立人の被保険者資格の喪失及び取得処理が行われたものとは考え難く、申立人の事情により喪失及び再取得の手続が行われ、この間に厚生年金保険料は控除されていなかったと判断するのが妥当である。

また、申立人が当初資格を取得した昭和 43 年 4 月 1 日のA株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険被保険者証交付等記録欄に、「46 年 2 月 3 日返納」と記載されていること、申立人が資格を再取得した 47 年 7 月 1 日の同工場に係る被保険者原票の厚生年金保険記号番号は、当初取得していた同番号とは別に付されており、その後の 49 年 9 月 19 日に重複取消しされていることが確認でき、いずれの被保険者原票にも不審な点は無く、オンライン記録と一致している。

さらに、申立期間を含む長期間在職していたことが確認できる複数の同僚から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月11日から35年3月20日まで  
社会保険庁(当時)の厚生年金保険の記録では、A社(現在は、有限会社B)の被保険者の記録が昭和33年3月11日までとなっているが、実際は35年3月20日まで勤務していたはずである。

毎月の給料から厚生年金保険料が控除されていたので、調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社には、申立期間についても継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間内の昭和34年6月16日にC自治体の臨時職員として採用されたことが、C自治体保管の人事記録により確認でき、かつ、当該人事記録において、C自治体採用前の職歴について「昭和25年4月D株式会社に入社、33年5月同社退職、以後自家農業に従事」と記録されていることが確認できるが、申立人が、申立てに係るA社に勤務したという記録は確認ができない。

また、当該人事記録の記載について、当初、申立人は、A社から派遣されてD株式会社で勤務していたと説明していたが、後に「C自治体の採用に有利なので、C自治体の会社の名前を前職場として届け出た。」と説明しており、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、A社における複数の同僚が、「A社はFを行う少人数の職場で、ほかの会社へ従業員を派遣したことはない。また、D株式会社という会社も知らない。」と供述し、A社からD株式会社への従業者派遣については

否定をしている上、「申立人がA社に働いていたことは記憶しているが、勤務期間については記憶が無い。突然辞めたので仕事の手順が狂った記憶がある。」と供述しており、また、申立人の当該事業所における資格喪失日から6か月後に当該事業所に就職した同僚が、「申立人とは、一緒に働いていない。」と供述しているなど、同僚の供述から、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

加えて、申立人の申立てに係るA社における申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、厚生年金保険の適用事業所を継承した有限会社Bでは、A社における資料等について保存しておらず、申立人の申立期間の勤務実態、厚生年金保険の届出及び保険料の控除等を確認することができない。

一方、申立人がC自治体の採用に際して、過去に勤務した企業について、C自治体の会社に勤務したと届け出た旨の説明は理解できるが、申立人は、申立てに係る事業所に被保険者資格喪失後も継続して勤務していたと主張していることについては、申立人が当時、C自治体に対し、採用前の約1年間について、Eに従事していたと届け出ていることが当該人事記録において確認できることから、申立人が、申立期間において、申立てに係る事業所において厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月ころから平成3年8月ころまで

昭和63年5月ころ、中学時代の友人の紹介でA株式会社に就職し、平成3年8月ころまで勤務していたが、社会保険庁（当時）の厚生年金保険の被保険者記録では、この会社で勤務していた期間の被保険者記録が無いので、調査して厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

就職する前に失業保険の給付を受けていたことから、健康保険を含めた福利厚生は会社が行うという説明を受けてから就職しており、実際に給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶している。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間についてA株式会社に勤務していたことは、同社が保管していた従業員在籍一覧表において、申立人の就業日が昭和63年7月18日、退社日が平成3年8月20日と記録されていること、昭和63年7月から平成3年8月までの各月の給料台帳の記録から、申立人の給与が支給されていたことが確認でき、申立人の申立てに係る申立期間とは多少の相違があるが、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A株式会社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、同社が保管していた社会保険事務所（当時）からの適用通知書に、適用日が平成4年10月1日と記録されていること、同僚の一人が、「求人募集のときには、社会保険に加入していると言われたが、実際は加入していなかったため、ほかの従業員からのクレームがあって、会社が厚生年金保険に加入するようになった。」と供述していることから、申立人の申立期間当時、同社は適用事業所になる前であったと認められる。

また、事業主は、「適用事業所になる前に、給与から、厚生年金保険料

を控除したことはない。」と供述していること、同社が適用事業所となる前から従業者であった同僚の二人が、「厚生年金保険に加入する前は、自分で国民健康保険に加入しており、厚生年金保険料を給料から控除されたことはない。」と供述していること、及び前述した昭和63年7月から平成3年8月までの給料台帳において、社員全員について厚生年金保険料の控除がされていないことが確認できることから、申立人は、申立期間当時、給与から、事業主によって厚生年金保険料が控除されていないと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から41年9月まで  
② 昭和52年3月から53年1月まで

申立期間①については、A地のB会館にあったC院は、D区の公団に住んでいた姉を通じて、同じ団地に住んでいたC院の奥さんに依頼されて勤務することになった。1日に300人から400人の患者の受付を一人で行い、夜も保険点数計算等で、ほとんど毎日残業だったので、疲労で体調をくずして退職した。

申立期間②については、E区のF株式会社は、職業安定所の紹介で勤務した。社長は、Gを退職したHさんが、設立した会社であったが、こゝも仕事がハードで体調をくずして退職した。

両社共に厚生年金保険の被保険者記録が無いが、健康保険証を受け取り使っていたことから、厚生年金保険も当然入っていたはずなので、被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業主の妻から、申立人が勤務していた期間は定かではないが、C院で勤務していたこと及び勤務期間が短かったことを覚えているとの供述があることから、期間の特定はできないものの、申立人が同院に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、登記簿謄本によると、C院は、申立期間①当時は法人にはなっていない個人病院であり、I院として法人設立したのが平成2年2月2日であるとともに、オンライン記録によると、同医療法人が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①よりも30年後の平成7年12月1日であることが確認できる。

また、事業主の妻は、「事業主は、既に亡くなっており病院も解散しているので、詳しい当時の事情は不明だが、申立期間①当時は、健康保険はJ組合に加入していたので健康保険料は控除していたが、厚生年金保険には加入していなかったため、厚生年金保険料は控除していなかったはずである。」と供述している。

さらに、C院が初めて厚生年金保険の適用事業所になった平成7年12月1日に、被保険者資格を取得した二人のうち回答があった一人は、「昭和42年4月から平成9年12月まで同院で看護師として勤務していた。事業所が社会保険に加入する前は、K組合に加入して健康保険証をもらっていた。」と供述しており、また、「同院に勤務後、厚生年金保険への加入を院長に申し入れしたが、ノーの返事だった。退職する2年くらい前に社会保険庁（当時）より加入するように電話があり、やっと腰をあげ厚生年金保険に加入した。自分は、同医院に勤務していた期間は、個人で国民年金に加入していた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、複数の同僚が申立人と一緒に勤務したと供述していること、及び申立人のF株式会社における雇用保険被保険者記録により、申立人は、申立期間②のうち昭和52年6月1日から53年1月31日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、F株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和53年1月1日であることが確認できるとともに、同名簿には申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠番が無いことが確認できる。

また、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和53年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した二人の同僚のうち、申立人が氏名を覚えていた同僚は、「会社が社会保険に加入する前の期間は、国民健康保険に加入して保険証をもらっていたので、給与から保険料は控除されていなかったと思う。」と供述しており、ほかの一人の同僚は、「会社は設立したばかりで、当初、社会保険には未加入で保険料も控除されていなかった。その後、社会保険加入の手続をしたと記憶している。」と供述している。

さらに、事業主、事業主の妻及び上記のほかの一人の同僚の3人は、昭和52年12月以前は国民年金に加入して保険料を納付していることが

確認でき、事業主とその妻は、50年1月から2年間にわたり国民年金保険料を前納していることから、この3人は、事業所が厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことを承知していたと判断できる。

加えて、事業主の妻は、事業主は既に亡くなっており、会社はその時点で誰にも引き継ぐことなく終わってしまっているため、当時の事業所の事情の詳細については不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月1日から同年8月1日まで

私がA株式会社B支店に入社したころは、事務職及び作業員の職種や臨時社員及びアルバイトの雇用種別の区分は無く、全従業員が入社と同時に社員となって、社会保険に加入して給与から保険料を天引きされ、給与袋に給与明細書が添付されていた。このような取扱いは、どこの支店でも共通するものであり、私だけが別扱いを受けることは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B支店に昭和27年6月1日から勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険に加入していたと主張している。しかし、申立人が同社に勤務した際の厚生年金保険被保険者資格取得日は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、27年8月1日であることが確認できる。

また、同様に健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立人の資格取得日が、前述の払出簿と同日であることが確認でき、健康保険番号の欠番も無い上、この資格取得日はオンライン記録に一致している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、A株式会社B支店における資格取得日が昭和27年8月1日となっていることが確認できる。

加えて、A株式会社が提出した昭和32年10月1日付け施行の「給与規定」において、事務者と作業員の給与規定が異なること、税金、健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、その他法令に定めるもの及び従業員代表と協定したものはこれを控除すること、見習社員はこの規定を適用しな

いことが規定されているところ、同社の担当者は、申立期間当時においても当該規定と同様の取扱いが行われており、見習社員の期間は2か月から3か月としていたと元担当者等から聴いていたとして供述していることから、申立人の申立期間は、見習社員の期間であるとみるのが自然である。

なお、事業主は、申立期間当時の資料が無いことから、申立人の厚生年金保険料を控除していたかは不明としている上、申立人と同時期に勤務していた同僚8人及び申立人の地元の友人一人に対して照会を行い、友人を含む7人から回答を得たが、同僚6人のうち二人（作業員）は、入社日から一定期間（2か月と3か月）経過後に被保険者資格を取得していることが確認できた。このため、当該同僚二人は見習社員の期間が存在したものであることから、当該期間の厚生年金保険料を控除されていたか否かについて確認を行ったが、回答は無く、その他の同僚からも申立人の申立期間における厚生年金保険料が控除されていたことを裏付ける供述を得ることができなかった。

また、申立人が挙げた5人の同僚については、そのうち3人の住所は把握できず、残る二人は、オンライン記録に該当する名字の者は見当たらず、申立期間にA株式会社の厚生年金保険被保険者ではなかったと考えられる。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 49 年 2 月 1 日まで  
ねんきん特別便の記録では、申立期間の標準報酬月額が申立期間以前の額の半額となっているが、誤りであると思うので調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡も認められない。

また、事業主は、申立人について、標準報酬月額を引き下げた記憶は無いと供述しているが、昭和 47 年 8 月 1 日に被保険者であった 8 人のうち 4 人の標準報酬月額の随時改定が行われ、申立人と同日に役員であった者の二人の標準報酬月額が減額されているのが確認できる。

さらに、昭和 48 年 10 月 1 日の定時決定の標準報酬月額が、前年の随時改定後の標準報酬月額と同額であることが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 10 日から 48 年 8 月 31 日まで  
社会保険庁（当時）の記録では、申立期間及びそれ以前の事業所に勤務していた期間は脱退手当金を受給したことになっているが、私は申立期間前の A 株式会社分の脱退手当金は受け取ったが、申立期間の B 株式会社分は請求も受給もしていないので年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が無い一方で、B 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には「脱」表示が記されている上、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として脱退手当金が支給された記録となっており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 10 日から 42 年 10 月 26 日まで  
私は申立期間に株式会社Aで勤務していたが、一身上の理由により退職した。社会保険庁（当時）の記録では、申立期間については脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和 44 年 8 月 \* 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、同年 7 月 \* 日に氏名変更されたことが確認できる上、申立期間の脱退手当金が同年 9 月 30 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 6 月 4 日まで  
② 昭和 46 年 8 月 3 日から 47 年 11 月 1 日まで  
③ 昭和 48 年 2 月 16 日から 49 年 11 月 1 日まで  
④ 昭和 49 年 11 月 1 日から 51 年 3 月 11 日まで

私は申立期間①はA株式会社で、申立期間②は株式会社Bで、申立期間③はC社で、申立期間④はD社で勤務していたが、結婚のために退職した。社会保険庁（当時）の記録では、申立期間については脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金裁定請求書には申立人の署名押印及び申立人の当時の住所が記載されているとともに、昭和 51 年 3 月 26 日受付、同年 5 月 26 日送金済の印がある上、脱退手当金裁定伺に記載された「計算の基礎となった期間」及び「支給額」はオンライン記録と一致する。

また、申立人の申立期間④のD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 51 年 5 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月9日から31年2月1日まで  
② 昭和31年11月1日から38年10月30日まで  
社会保険庁(当時)の記録では、申立期間について脱退手当金を受給した記録になっている。私は申立期間②のA社を退職した際に、厚生年金脱退申請書を提出した覚えは全く無く、一時金も受け取っていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金請求に係る関係書類は保存期間が経過しているため確認ができないが、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年1月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、A株式会社(本社)に勤務していた期間の被保険者期間が4か月抜けていた。申立期間においても電話交換手として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したとするA株式会社及びB組合に照会したところ、同社は「申立人が申立期間に勤務していたかどうかは不明である。」としており、また、同健康保険組合は、「申立人の被保険者期間は社会保険事務所(当時)の記録と同様で、申立期間の記録は無い。」と回答している。

また、当時の同僚7人に照会したところ、回答のあった4人のうち一人は、「勤務していたと思うが、勤務期間は不明。」とするとともに、ほかの3人は、「不明。」と回答している上、A株式会社における申立人の雇用保険の被保険者記録も社会保険事務所の記録と合致する。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録は無い。

加えて、申立期間に係る給与明細書等の資料が無いことから、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらな

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 1 日から 4 年 3 月 30 日まで

A校（現在は、B校）に臨時的任用で勤務した期間のうち、社会保険庁（当時）の被保険者記録では、平成 2 年 5 月から 3 年 4 月までは厚生年金保険に、同年 5 月から 4 年 3 月までは国民年金に加入となっているが、C会から交付されている人事異動通知書では、3 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの更新を経て 4 年 3 月 30 日までの任期となっている。人事異動通知書のとおり、この間は同校に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している人事異動通知書及び同僚の供述により、申立人が申立期間において、A校に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、D組合E支部は、「申立人の平成 3 年 5 月 1 日から 4 年 3 月 30 日までのF（医療保険）組合員の資格記録があり、G（年金）の記録は無いが、臨時的任用で勤務する職員は、1 年以上勤務が継続した場合、1 年を超えた時点（13 か月目）からH組合に加入する取扱いとしていることから、当時、申立人の勤務する所属所がGの加入手続を行っていない可能性がある。」と回答している。

また、申立人が所持する平成 3 年 8 月分の給料袋に貼付されている「差引支給額」について、C会（I課）が保持する当時の「教育職給料表」の給料月額を基に、所得税源泉徴収税額の控除を加味したうえで厚生年金保険料の控除の有無について分析してみると、厚生年金保険料を控除したものとして算出される金額は、当該「差引支給額」を明らかに下回っている

ことから、申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

さらに、C会及びB校は、当時の給与関係書類を保持しておらず、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除については確認ができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。